平成２５年（フ）第２６５号
新潟市西蒲区巻甲749番地２、前住所新潟市西蒲区巻甲3062番地９
債務者　岡安美恵子
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７３号
新潟市西区坂井砂山４丁目17番９号　ヒルタウンなかよし７号棟711号、前住所新潟市西区内野西１丁目13番３号
債務者　志賀　　徹
１　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４５号
金沢市堅田町乙130番地１
債務者　下坂　芳宏
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４６号
金沢市畝田中４丁目92番地　レインボービレッジ203号、従前の住所金沢市中屋南313番地
債務者　森屋　将司
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２５４号
金沢市元菊町10番13号　サントピア元菊110号、従前の住所石川県白山市日御子町ハ13番地６
債務者　落合　常人
１　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２５５号
金沢市上荒屋４丁目142番地１
債務者　岡島　京子
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１７号
山梨県甲斐市龍地2848番地１　双葉響が丘団地３号館205号室
債務者　曽根川　大
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
山梨県山梨市牧丘町隼506番地
債務者　水野　昭人
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
三重県名張市梅が丘南３番町118番地
債務者　松﨑美智代
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５２号
三重県名張市梅が丘南３番町118番地
債務者　松﨑　真実
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１３５号
大津市水明１丁目24番地６
債務者　大島　照文
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８８号
滋賀県近江八幡市武佐町433番地
債務者　井上　健生
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４５号
鳥取県西伯郡南部町福成2314番地の17
債務者　畑　　健二
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３９８号
広島市安芸区船越５丁目２番31号
債務者　品川　真一
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３４号
広島市西区大宮３丁目１番４―505号
債務者　ＴＣ通販．ＣＯＭこと　白銀　大二
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４９号
広島市西区楠木町１丁目12番６―204号
債務者　飯田　龍二
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５５号
広島市東区牛田早稲田４丁目２番32―405号
債務者　佐野　幸恵
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８９号
広島市安佐南区緑井３丁目11番８―203号
債務者　溝井　瑞枝
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部